

技術提案書の提出者を選定するための基準
【海田町新庁舎整備基本計画策定及び基本設計業務】

評価項目	評価の着目点				配点 (評価のウエイト)			
	判断基準				小計			
提出者の技術力	平成 19 年 6 月以降の業務の実績（過去 10 年間の実績のうち、町等※1 から受注した計画業務、設計業務及び免震構造を採用した建物の設計業務の各 1 件を評価対象とする。）	ア 計画業務の実績に係る評価 次の順で評価する。 ① 同種業務※2 ② 類似業務※3			2	10 (28.6%)		
		イ 設計業務の実績に係る評価 次の順で評価する。 ① 業務対象面積 5,000 m ² 以上 ② 業務対象面積 2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満 ③ 業務対象面積 2,000 m ² 未満			3			
		ウ 免震構造を採用した建物の設計業務の実績に係る評価 次の順で評価する。 ① 同種業務※2 ② 類似業務※3			5			
技術者の資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	主任担当技術者	総合	2	5 (14.3%)		
				構造	1			
				電気	1			
				機械	1			
技術者の技術力	平成 19 年 6 月以降の業務の実績（過去 10 年間の実績のうち、町等※1 から受注した計画業務及び設計業務の各 1 件を評価対象とする。）	【管理技術者】 (1) 基本計画を兼任する者の計画業務の実績 下記のアの方法により評価する。 (2) 基本計画を兼任しない者 下記のイの方法により評価する。 【主任担当技術者】 (1) 基本計画を担当する者 下記のアの方法により評価する。 (2) 基本計画以外を担当する者 下記のイの方法により評価する。	管理技術者		3	10 (28.6%)		
			主任担当技術者	基本計画			2	
				総合	2			
					構造		1	
					電気		1	
					機械		1	
		ア 計画業務の実績に係る評価 次の順で評価する。 ① 同種業務※2 ② 類似業務※3						
		イ 設計業務の実績に係る評価 次の順で評価する。 ① 同種業務※2 ② 類似業務※3 上記に加え、実績に携わった立場を次の順で評価する。 【管理技術者の場合】 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 【主任担当技術者の場合】 ① 管理技術者、主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場						
		継続教育（CPD）	CPD 認定時間を評価する。	管理技術者		1	3 (8.5%)	
				主任担当技術者	総合	0.5		
					構造	0.5		
					電気	0.5		
		機械	0.5					
過去の受賞歴	主任担当技術者以上の立場で携わった受賞歴を評価する。	管理技術者		4.5	7 (20.0%)			
		主任担当技術者	総合	2.5				
合計					35 (100.0%)			

※1 町等とは、国、都道府県、市区町村とする。

※2 同種業務とは、業務対象面積 5,000 m²以上の官公庁施設（庁舎、警察署、消防署、税務署、保健所その他これらに類するもの）を対象とした業務とする。なお、業務対象面積について、複合用途の場合は、官公庁施設の部分の面積をいう。

※3 類似業務とは、業務対象面積 2,000 m²以上の官公庁施設（庁舎、警察署、消防署、税務署、保健所その他これらに類するもの）を対象とした業務（なお、業務対象面積について、複合用途の場合は、官公庁施設の部分の面積をいう。）、又は業務対象面積 5,000 m²以上の建築物（共同住宅、工場、車庫、倉庫、駐車場その他これらに類するものを除く）を対象とした業務とする。